# 天草市妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業

天草市では、自宅または里帰り先から最も近い分娩取扱施設等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊産婦等に対して、妊婦健康診査等時の交通費、出産時の交通費および宿泊費の助成を行います。

## ●対象者

受診日または利用日から申請日までの間において天草市に住所を有する人

【通常妊婦の場合】

自宅または里帰り先から最も近い分娩取扱施設、医療機関、産後ケア事業実施施設等まで概ね60分以上の移動時間がかかること。

※自宅からの場合、牛深地域の一部：魚貫町池田、牛深町天附と御所浦地域が対象となります。ただし、御所浦地域は、船賃の助成を既に実施しているため、宿泊費のみ対象となります。

【ハイリスク妊婦の場合】

自宅または里帰り先から最も近い周産期母子医療センターまで概ね60分以上の移動時間がかかること。

※助成区分の出産、妊婦健康診査、産婦健康診査については、出産された際の入院明細書に「ハイリスク妊娠管理加算」、「ハイリスク分娩等管理加算」、「総合周産期特定集中治療室管理料」のうち、いずれかの記載のある方が対象となります。妊婦健康診査の助成対象については、出産後にしか判断ができませんので、公共交通機関を利用する場合は、領収書等の保管をお願いします。

※熊本県内においては、周産期母子医療センターである熊本大学病院、熊本市民病院、福田病院、熊本赤十字病院で出産、健診をされた方で入院明細書に上記の記載がある方が該当します。

【不妊治療の場合】

自宅から最も近い不妊治療実施施設（熊本県内の医療機関のうち、生殖補助医療管理料または精巣内精子採取術の届出医療機関に限る）まで概ね60分以上の移動時間がかかること。

※熊本県内の不妊治療実施施設：福田病院、北熊本井上産婦人科、ソフィアレディース水道町、ART女性クリニック、片岡レディスクリニック、熊本大学病院、川野病院

## ●助成額および上限回数

【交通費】

・自家用車を利用した場合：移動距離（km）に37円を乗じた額の8割

・公共交通機関（バス・電車）、タクシーを利用した場合：実費額の8割

※タクシーの利用は出産時のみ対象

| 区分 | 対象移動手段 | 上限回数 |
|---|---|---|
| 出産 | 自家用車、公共交通機関（バス・電車）、タクシー | 1回 |
| 妊婦健康診査 | 自家用車、公共交通機関（バス・電車） | 14回<br>（妊娠後期に遠方の分娩取扱施設に切り替えた場合は7回） |
| 産婦健康診査費 | | 2回 |
| 産後ケア事業 | | 7回 |
| 不妊治療 | | 1夫婦につき1年度当たり<br>10回（男性不妊治療は5回） |

【宿泊費】

実費額（1泊12,000円上限）から1泊につき、2,000円を差し引いた額（上限：14泊分）

※出産直前に分娩予定の医療機関近くの宿泊施設で待機するよう主治医等から指示があった場合等が対象となります。

【裏面あり】

## ●申請書類および申請期限

・天草市妊産婦等に対する遠方の分娩施設等への交通費等支援事業助成申請書

（申請区分に応じて以下の添付書類を用意してください）

| 申請区分 | 添付書類 | 申請期限 |
|---|---|---|
| 出産時<br>交通費・宿泊費 | ・交通費に係る領収書の写し（自家用車は不要）<br>・宿泊費に係る領収書の写し<br>・母子健康手帳の写し<br>・ハイリスク妊婦がわかるもの（入院時の診療報酬明細書に「ハイリスク妊娠管理加算」、「ハイリスク分娩等管理加算」、「総合周産期特定集中治療室管理料」のうち、いずれかが記載されているもの）の写し | 出産した日の翌日から6か月以内 |
| 妊婦健康診査<br>交通費 | ・交通費に係る領収書の写し（自家用車は不要）<br>・母子健康手帳の写し<br>・医療機関からの診断書、診療情報提供書及び証明書類 | 妊婦健康診査が終了した翌日から6か月以内 |
| 産婦健康診査費<br>交通費 | | 産婦健康診査を受けた日の翌日から6か月以内 |
| 産後ケア事業<br>交通費 | | 産後ケアを受けた日の翌日から6か月以内 |
| 不妊治療<br>交通費 | ・交通費に係る領収書の写し（自家用車は不要）<br>・天草市不妊治療費助成事業実施要領に定める「生殖補助医療費・先進医療費助成事業受診等証明書（様式第4号）」の写し<br>・生殖補助医療費に係る領収書の写し | 1回の治療が終了した月の翌月から1年以内 |

【お問い合わせ先】
〒863-0034　天草市浄南町4-15　複合施設ここらす内
天草市こども家庭センター【母子保健機能】
電話：0969-22-0404